

上三川町議会議長交際費支出基準

(平成25年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、上三川町議会議長が外部との交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、町議会の運営及び町政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(種別及び支出範囲)

第3条 議長交際費の種別及び支出範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 祝金 総会、大会、式典、行事等で懇親会等が催される場合に限り、1万円を上限として支出する。
 - ① 昼食（お弁当は除く）が用意されている場合 3千円
 - ② 懇親会が催される場合 5千円
 - ③ 懇親会がホテルで催される場合 1万円
- (2) 会費 会合の参加費及び構成員として支出する年会費等については、その実費を支出する。ただし、実費が不明な場合にあっては、会場等を配慮してその都度決定し、参加者の範囲については、祝金の例による。
- (3) 見舞金 事故、災害等の見舞で議長が特に必要と認めた場合に限り、社会通念上妥当と認められる額を支出する。
- (4) 賛助金 平和活動、ボランティア活動その他民間団体が行う事業で、その趣旨、目的等が公共的なものに対し、1万円を上限に支出する。
- (5) 贈答費 来客又は訪問先等へのお土産、贈答品、記念品等の購入に要する経費を支出する。社会通念上妥当と認められる額とする。

- (6) 名刺広告 名刺、広告にかかる経費については、その実費を支出する。
- (7) その他 前各号に規定するもののほか、議長が議会運営上特に必要と認める経費は支出できる。その額は、社会通念上妥当と認められる額とする。

(支出の除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、宗教、政党その他の団体又はその支部に対するものには支出しない。

2 葬儀における香典、供花等の弔慰金は支出しない。ただし、元議員に対する弔電はこの限りでない。

3 全国大会に出場するなど、町の公益性を高めると認められる団体又は個人に対しての激励金は支出しない。

(基準の見直し)

第5条 議長交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念に沿うとともに、町民の感覚に合致したものとすよう、社会経済状況も変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長は別に定める。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。